

尼崎市建設業者等級別格付基準の主観数値加算認定申請書

尼 崎 市 長 あて
 尼崎市公営企業管理者 あて

申請者

住 所.....

名 称.....

代表者.....

※押印は不要です

次の項目について、必要書類を添付のうえ主観数値の加算を申請します。

1 申請する項目

項 目	加点点数	申請項目	備 考
1 JISQ9001:2008 (ISO9001:2008) を本店又は支店等営業所全てが取得	① 10点		
2 JISQ14001:2004 (ISO14001:2004) を本店又は支店等営業所全てが取得	② 10点		
3 エコアクション21を本店又は支店等営業所全てが取得	③ 10点		「ISO14001」で加点された者には、加点しない。
4 障害者の雇用義務を達成（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者雇用率が、同法施行令に定める率（法定雇用率）以上である者）	④ 10点		
5 障害者を雇用（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がない者で、障害者を雇用している者）		10点	
6 協力雇用主としての登録	⑤ 5点		「保護観察対象者等を雇用」で加点された者には加点しない。
7 保護観察対象者等を雇用	⑥ 10点		
8 尼崎市と災害時応援協定を締結	⑦ 5点		
9 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定	⑧ 5点		
10 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計額の15%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき	⑨ 5点		
11 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき	⑩ 5点		
12 経済産業省が実施する「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の顕彰制度において認定	⑪ 5点		

2 提出に当たっての注意事項

- (1) 主観数値加算申請ができる方は、工事の登録業者で、尼崎市内に本社、本店を置く市内業者の方に限ります。
- (2) 申請する内容の申請項目欄に○印を付けてください。
- (3) 申請内容を証する書面（コピー可）を添付してください。
- (4) 「6 協力雇用主としての登録」又は「7 保護観察対象者等を雇用」については、「第3号様式 協力雇用主の登録に関する証明書」又は「第2号様式 保護観察対象者等雇用に関する証明書」を作成の上、神戸保護観察所で証明書を発行してもらってください。
- (5) 「9 尼崎市男女共同参画推進事業者制度での認定事業者については、「第3号様式（第5条関係） 尼崎市男女共同参画推進事業者認定証」のコピーを添付してください。
- (6) 「12 『健康経営銘柄』又は『健康経営優良法人』の認定事業者」については、日本健康会議から発行される認定証のコピーを添付してください。
- (7) 主観数値の加算期間は、業者登録期間となります。業者登録を更新する際は、主観数値の加算も改めて申請してください。

以上